

平成 30 年 3 月 13 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 37 号

「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」の公表

公表にあたって

当委員会は、国債等の利回りでマイナスが見受けられる状況に関連して、平成 29 年 3 月 29 日に実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）を公表し、安全性の高い債券の支払見込期間における利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務の計算における割引率について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを当面の取扱いとして定めています（実務対応報告第 34 号第 2 項）。この当面の取扱いは、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度までに限って適用することとし、引き続き検討を行うこととしていたため、当委員会では、実務対応報告第 34 号において示された論点の整理を含め、審議を行ってまいりました。

今般、平成 30 年 3 月 9 日開催の第 380 回企業会計基準委員会において、標記の「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 29 年 12 月 7 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討した上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い（本実務対応報告第 2 項）

実務対応報告第 34 号第 3 項に定める適用時期について次のとおりとする。

（変更前）「本実務対応報告は、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度まで適用する。」

（変更後）「本実務対応報告は、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から、第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する。」

■ 適用時期（本実務対応報告第 3 項）

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

以 上